

山形市中心市街地活性化戦略本部の運営について（案）

平成29年1月16日
山形市中心市街地活性化戦略本部協議案

山形市中心市街地活性化戦略本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1 本部の設置について

本市においては、中心市街地の活性化を図るため、平成20年度より「中心市街地活性化基本計画」を策定し、5年から6年間の短期的な目標を掲げながら様々な事業を展開しているが、「街なか観光客の入込数」の増加など計画期間内での一定の効果は認められるものの、依然として郊外への商業集積や他県への買い物客の流出が進行しており、空き店舗の増加など課題が山積している。

このような状況から脱却するため、山積する課題とその対策を明確にし、中長期的な目標と中心市街地の将来ビジョンを描き、戦略的に中心市街地の再生を図るため、関係機関及び有識者で組織する「山形市中心市街地活性化戦略本部」を設置し、具体的な戦略を検討・決定する。

2 本部会議の開催について

市長を本部長とし、本部長が必要に応じて有識者等の出席を求め本部の会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

3 協議事項

会議においては、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 本市の中心市街地の状況把握に関すること。
- (2) グランドデザインの策定に関すること。
- (3) 本市の中心市街地活性化施策に係る検討及び調整に関すること。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事項。

4 座長

会議の開催に当たり、本部長が座長となり会議を進行する。

5 議事録署名人の指名

本部長が、会議ごとに議事録署名人を2名指名する。

6 事務局

本部の事務局を山形市商工観光部山形ブランド推進課に置き、会務を処理する。

事務局長を商工観光部長とし、事務局に事務局員を置き、山形ブランド推進課の課長、課長補佐及び担当職員を充てる。

7 本部会議の公開について

会議は、原則公開とする。ただし、本部長が必要と認めるときは、議事内容を一部又は全部を公開しないものとすることができる。

8 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、原則として、本部会議終了後速やかに公開する。ただし、本部長が必要と認めるとき、または資料の提供者の同意が得られない場合には、非公開とすることができる。